

社会保障分野における「見える」化の取組
－ 今後の更なる検討が望ましい論点について

- 医療機関の経営の「見える化」
- 調剤技術料による院内・院外差の「見える化」
- 「医療」と「調剤」(医薬の連携)の「見える化」
- 「流通」と「価格」の「見える化」
- 生活保護医療扶助の「見える化」

委員提出資料

平成28年4月20日

伊藤由希子

1. 医療機関の経営の「見える化」

○ 医療法人会計基準を巡る動き

• H19.04 医療法改正

都道府県知事は、決算書・事業報告書等について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めることにより、これを閲覧に供しなければならない。

→法人単位での貸借対照表・損益計算書の届出が義務化

※閲覧の方法については、各都道府県が判断

• H26.02 四病院団体協議会「医療法人会計基準に関する検討報告書」

※「決算書に関する表示基準はあるが、具体的な処理基準がない」という問題の解決を図ることを意図

※医政局長通知(H26.3)において「医療法第50条の2に規定する一般に公正妥当と認められる会計の慣行の一つ」として配慮するよう通知

• H27.09 医療法改正

事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する医療法人は、厚生労働省令で定める会計基準(公益法人会計基準に準拠したものを予定)に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施。

2. 調剤技術料による院内・院外差の「見える化」

○院内・院外の技術料算定

	院内	院外
処方箋料 処方料	420円 (7種類以上290円)	680円 (7種類以上400円)
調剤基本料 調剤技術基本料	80円	190円～410円
調剤料(内服薬)	種類・日数に関わらず 90円	07日:350円 14日:630円 31日:870円 ※日数に応じた加算 一包化 43日分 2200円 等
調剤料(外用剤)	種類・日数に関わらず 60円	1剤100円 軟膏の混合: 800円
薬剤情報提供料	100円 (月1回限り)	150円 (月4回まで)

※「調剤報酬点数表」H28.2.10 (中医協資料)等より主な項目を比較

3. 「医療」と「調剤」(医薬の連携)の「見える化」

○医薬品医療機器総合機構(PMDA調査):2013年調査

対象:8,536病院

回答:4,556病院(回収率53.4%)

処方箋に検査値や病名などを記入	34施設	0.7%
お薬手帳に検査値や病名などを記入	107施設	2.3%
カルテ情報を共有	96施設	2.1%

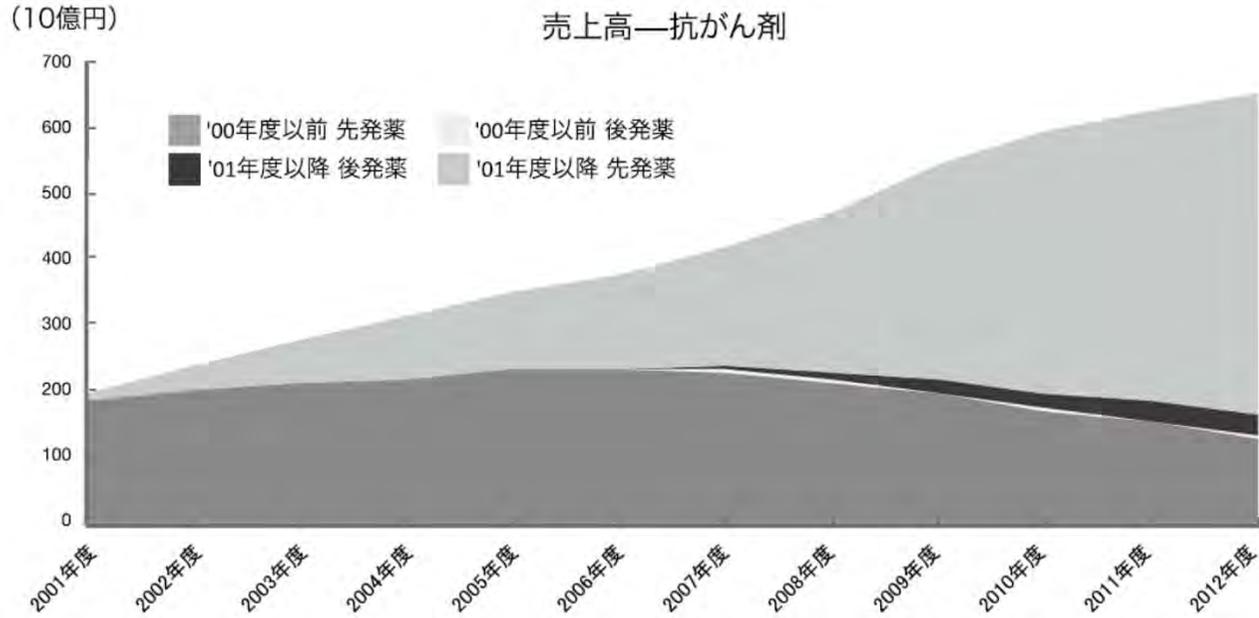
※診療状況(医科レセプト)と、診療時の処方箋に基づく調剤(調剤レセプト)には共通番号がなく、医療機関名・請求月から大まかに紐付けられるのみ。(医療機関の診療科が多岐に渡る・請求月が異なる場合等は接続困難)

※医薬分業下において、保険薬局は処方箋の指示内容から傷病名や程度を類推して、調剤を行っているが、服薬の一元的・継続的管理の観点から処方に関わる情報の在り方について、将来的な検討が考えられる。

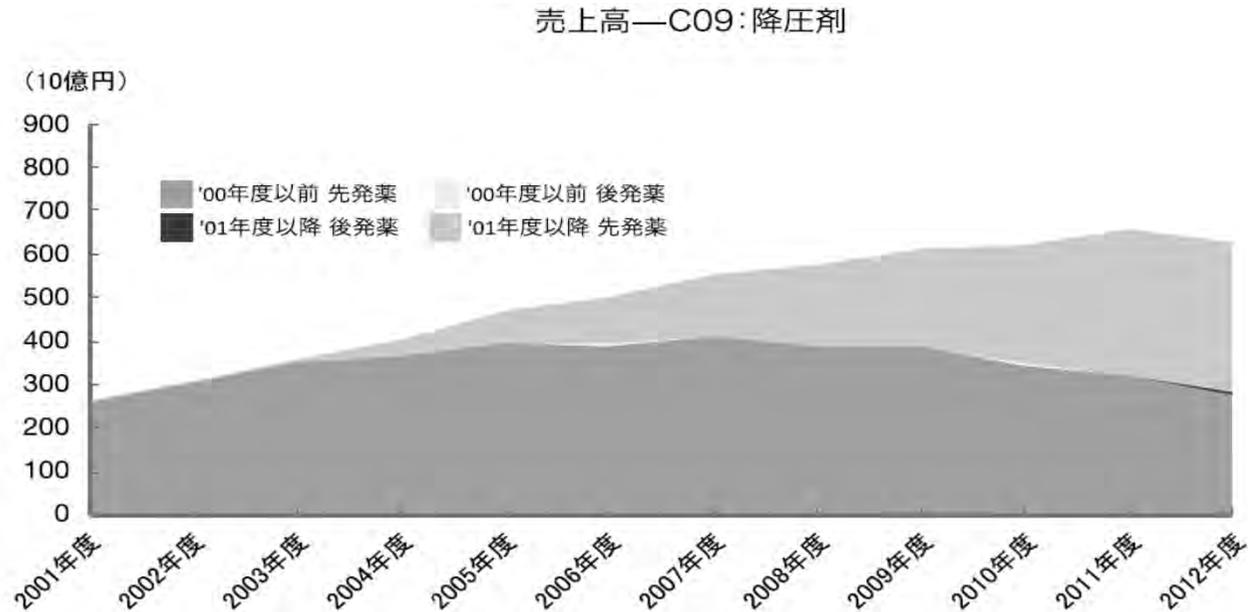
4. 「流通」と「価格」の見える化

発売時期および先発薬/後発薬別の売上高に占める割合 (2001-2012年)

抗がん剤
6582億円
(2012年度)



降圧剤
6320億円
(2012年度)



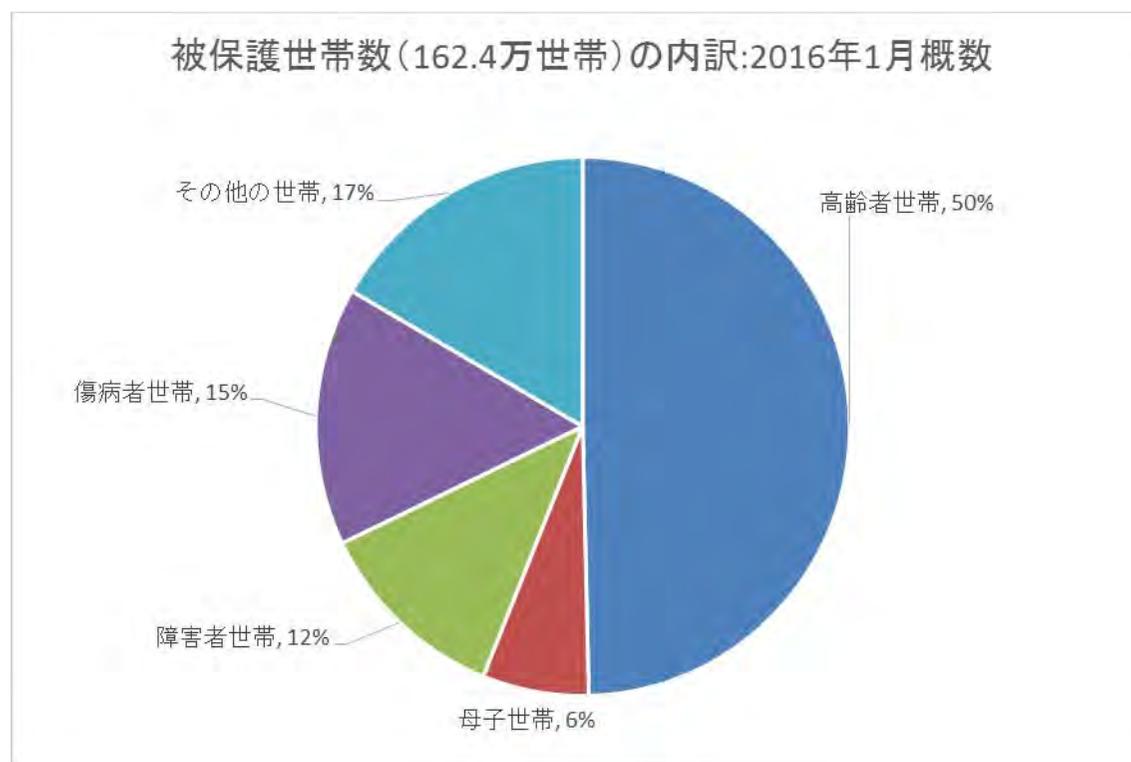
池上直己「日本の診療報酬改定による医療費抑制」(2014)より抜粋
データ出所:
2014 IMS Health
Japan 2012—2013
3月MATを元に作成

5. 生活保護医療扶助の「見える化」

医療扶助は1.71兆円(216万人):2013年度

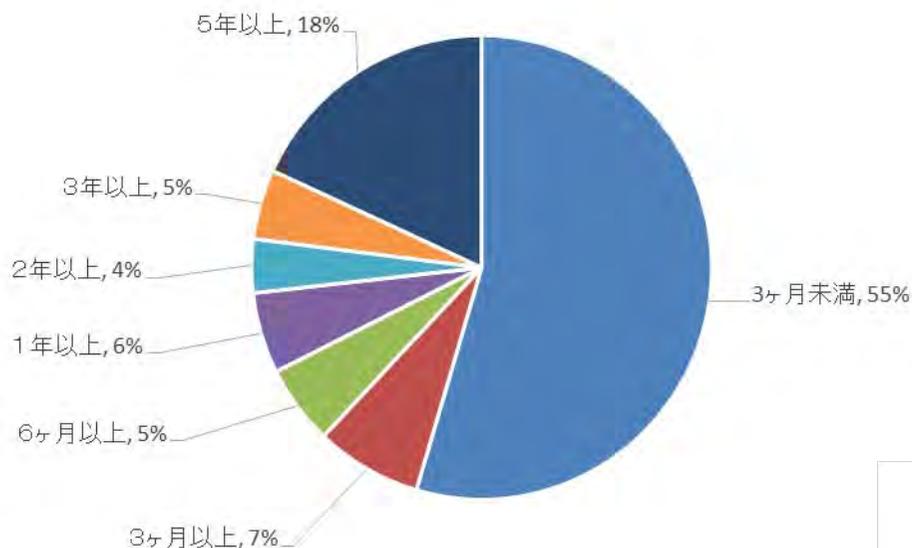
「医療扶助実態調査」(H23以降、各年6月審査分レセ電悉皆データ)

「被保護者調査」(生活保護受給世帯の調査状況)



「被保護者調査」(2016年1月)より作成

入院総数 13.9万件 (2015年6月審査分)
の入院期間別内訳



←2015年6月審査分入院件数
13.9万件

入院件数の33%が
1年以上の長期入院
(長期療養が極めて多い)

2015年6月審査分外来件数→
178.8万件
外来件数の62%が
1年以上の長期の治療

※長期の療養は
生活保護の「原因」でもあるが
生活保護の「結果」、退院の動機が
受療者・医療機関双方に弱まる
可能性も考えられる。

入院外総数178.8万件 (2015年6月審査分)
の診療期間別内訳

